

高石市自転車ネットワーク計画

令和6年3月

高石市土木部土木管理課

目次

1. 基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
2. 対象エリアの設定・・・・・・・・・・・・・・・・ P 2
3. 自転車ネットワーク路線の選定・・・・・・・・ P 3
4. 整備形態の選定・・・・・・・・・・・・・・・・ P 4
5. 自転車交通のルール周知、マナー向上について・・・・・・・・ P 5
 5. 1 標識（法定外）によるルール周知
 5. 2 交通安全運動

1. 基本方針

本市は、第4次高石市総合計画において、安全で利便性の高いまちづくりを目指している中で、自転車・歩行者がともに安全に通行できるよう道路の整備や交通マナーの向上等に取り組むこととしています。また、国土交通省道路局と警察庁交通局は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成28年7月更新）」（以下、ガイドライン）を策定し、全国的に市区町村の自転車ネットワーク計画策定を促しています。

第5次高石市総合計画の策定において、安全で利便性の高い人にやさしいまちづくりを掲げ、また令和3年5月22日には南海本線の高架の完成により利便性の向上が図られ、関連側道やその周辺道路に伴う、自転車ネットワークの充実を目指します。

以上の観点から、本計画の基本方針として、歩行者と自転車及び自動車の通行を区分、自転車通行空間を創出し、その上で自転車交通ルールの徹底、マナーの向上を図り、自転車事故の減少を目指すものとします。

2. 対象エリアの設定

本市は、平坦でコンパクトな地理的特性から、市内全体で自転車利用が多い状況にあります。よって、対象エリアは臨海部（高砂地区）を除く市内全域とします。

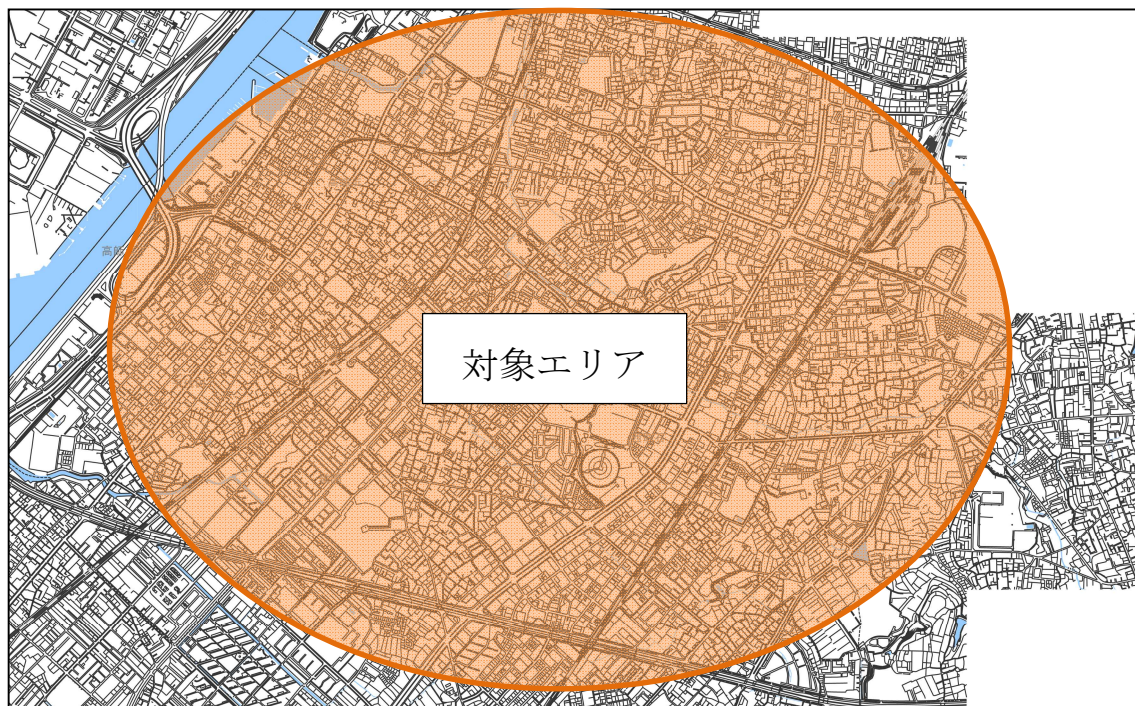


図1. 自転車ネットワーク対象エリア

3. 自転車ネットワーク路線の選定

対象エリア内において自転車利用の主要路線としての役割を担っており、かつ連続性が確保されるよう、下記路線を選定しました。

また、本市域内の国道、府道、及び本市道路と連続している他市道路の内、ネットワーク路線として公表されているもの並びに本市のネットワーク路線に位置づけするものについても記載します。なお、今後大阪府または近隣市の計画変更等により、本市ネットワーク計画について変更する必要がある場合、都度検討するものとします。

【本市ネットワーク路線】

- 南海中央線 ○東羽衣駅筋 ○高石南海東側2号線 ○大園筋
- 新村北線 ○羽衣駅東側線 ○高石南海西側2号線 ○市役所前通り
- 羽衣駅西側線 ○高石南海西側3号線 ○小高石筋
- 綾園702号線 ○南海東通り ○取石中央線

【本市以外ネットワーク路線（国道、府道、他市道路）】

- 堺阪南線（府道） ※1 ○南海中央線（泉大津市道）
- 信太高石線（府道） ※1
- 高石停車場線（府道） ※1
- 羽衣停車場線（府道） ※1
- 鳳西上1号線（堺市道） ※2

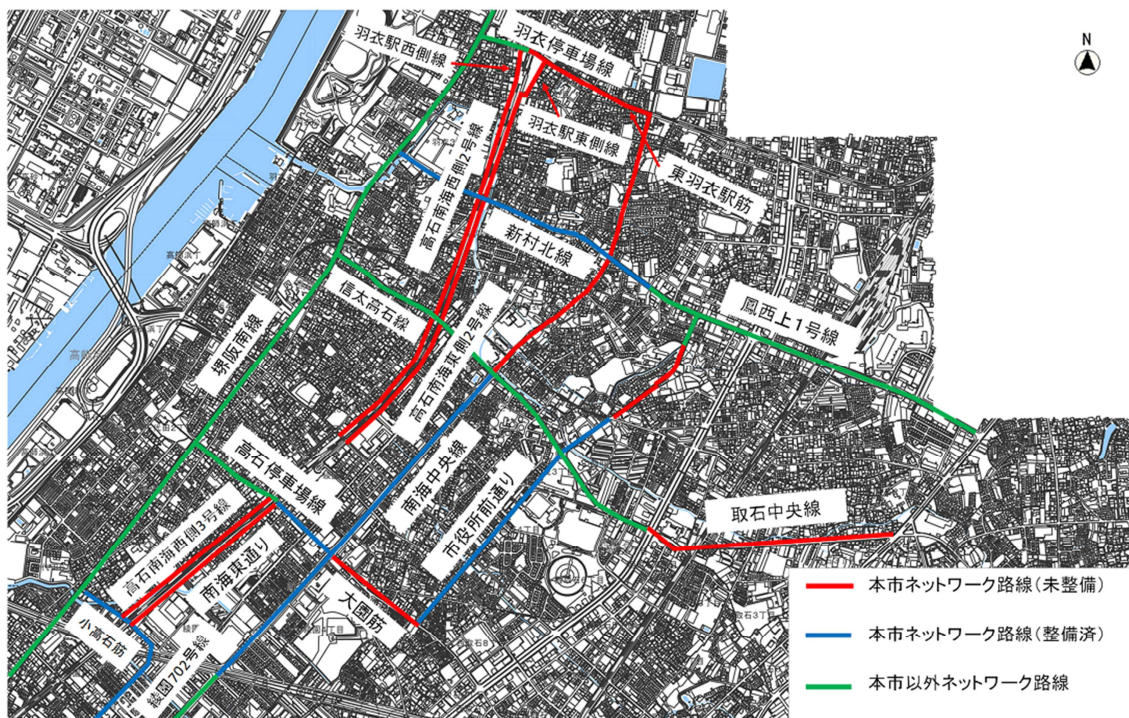


図2. 自転車ネットワーク路線図

※1 大阪府自転車通行空間10か年整備計画（案）（平成31年3月）

※2 堺市自転車利用計画（平成25年6月）

4. 整備形態の選定

ガイドラインによると、ネットワーク路線の整備形態は、自動車の速度と交通量に関する下記基準により選定した完成形態とするとしています。（ただし、現場状況等により上位形態とすることが出来る。）

- A. 「自転車道」・・・自動車速度が 50km/h 超
- B. 「自転車専用通行帯」・・・A, C 以外
- C. 「車道混在」・・・自動車速度が 40km/h 以下かつ交通量 4,000 台/日以下

本市では上記に加え、高石市道路の構造の技術的基準を定める条例と該当路線の幅員等を考慮し、総合的に整備形態を決定するものとします。

※南海中央線は、一定の自動車及び自転車の交通量があり、かつ一定の区間長で連続性が確保されているため、自転車道として整備するものです。

表 1. 整備状況

路線名	計画延長 (m)	整備延長 (m)	整備形態	未整備区間 整備時期
南海中央線	2599	1433	自転車道	都市計画道路築造と併せて整備
新村北線	1033	1033	車道混在	
市役所前通り	1388	974	車道混在	令和 5 年度 (一部区間)
大園筋	707	310	車道混在	令和 4 年度 (一部区間)
東羽衣駅筋	503	0	車道混在	未定
羽衣駅東側線	175	0	車道混在	未定
羽衣駅西側線	180	0	車道混在	未定
高石南海東側 2 号線	1380	0	車道混在	未定
高石南海西側 2 号線	1350	0	車道混在	未定
高石南海西側 3 号線	680	0	車道混在	未定
小高石筋	350	350	車道混在	令和 5 年度
綾園 702 号線	280	280	車道混在	令和 5 年度
南海東通り	680	0	車道混在	未定
取石中央線	850	0	車道混在	令和 6 年度

5. 自転車交通のルール周知、マナー向上について

「自転車安全利用五則」

- ①車道が原則、左側通行 歩道は例外、歩行者を優先
- ②交差点では信号と一時停止を守って、安全確認
- ③夜間はライトを点灯
- ④飲酒運転は禁止
- ⑤ヘルメットを着用

上記は、自転車に乗るときに守るルールで特に重要なものとして、平成19年7月10日に警察庁交通対策本部により決定され、また、令和4年11月1日に改正された。

基本方針でも述べましたとおり、安全で快適な通行には、通行空間の整備のみではなく、自転車交通ルールの徹底、マナーの向上が不可欠です。そのために本市で行っている対策について、事例を踏まえ紹介します。

5. 1 標識（法定外）によるルール周知

ガイドラインによると、法定外の看板や路面表示等により、自転車ネットワーク路線へ案内し、利用を促すことが重要であるとしています。その際、考え方、仕様、色彩等の統一を図るとともに、近隣地域との整合性についても留意することとされています。

本市では既に南海中央線の一部、新村北線を整備済みであり、適切な箇所に法定外の看板を設置することにより、ルールの周知、徹底を図っております。

今後整備予定の路線についても同様、適切な方法で案内を行うことが重要です。



写真1. 南海中央線



写真2. 新村北線



写真3. 市役所前通り

5. 2 交通安全運動

春、秋に全国交通安全運動が行われますが、本市ではそれに伴い、関係機関と協力し、街頭での啓発活動及び公民館や各教育施設での交通安全教室等、さまざまな活動を行っております。活動では、交通ルールの遵守やマナーの向上を呼びかけております。

今後については、自転車通行空間整備に伴い、自転車安全利用五則を原則とした通行ルールの周知、徹底を図ります。



写真4. 自転車マナーアップキャンペーン



写真5. 交通安全体験教室



写真6. 交通安全教室（未就学児）



写真7. 交通安全教室（小学校）



写真8. 啓発チラシ

改訂履歴

平成 3 0 年 6 月	策定
令和 2 年 7 月	改訂
令和 5 年 2 月	改訂
令和 6 年 3 月	改訂